

東久留米市図書館システム再構築業務委託提案募集要領

1 提案募集の目的

この提案募集要領は、図書館システムを再構築するに当たり、地方自治体の図書館システムに係る専門的知見や豊富な経験を有する事業者を対象に、企画提案を参加者に求めることを目的とする。

なお、公正かつ公平な方法でシステム納入事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により選定することとする。

2 背景

現行の図書館システムの賃貸借契約は令和5年9月に満了となったが、システム経費節減のためリース延長した。しかし、現行システムは、機器の保守が終了し、ソフトウェアのサポートも今後終了することが考えられることから、システムの再構築を急ぐ必要がある。

また、システム再構築によって、安定した運用、利用者サービスの向上、職員の負担軽減を図るものとする。

3 件名

東久留米市図書館システム再構築業務委託

4 新システムの稼働時期

令和7年1月から本稼働（利用期間は令和11年12月までの5年間とする）

5 履行場所

次の（1）～（4）の図書館および受注者が用意するデータセンターとする。

（1）東久留米市立中央図書館（東久留米市中央町二丁目6番23号）

（2）東久留米市立滝山図書館

（東久留米市滝山四丁目1番10号 西部地域センター2階）

（3）東久留米市立ひばりが丘図書館

（東久留米市ひばりが丘団地185号 南部地域センター2階）

（4）東久留米市立東部図書館

（東久留米市大門町二丁目10番5号 東部地域センター2階）

6 提案の範囲

次の（1）～（7）の通り。詳細はシステム調達仕様書を参照。

（1）システム構築

（2）データ移行

（3）図書館ホームページとの連携

（4）操作研修

（5）機器賃貸借保守（サービスの利用、ハードウェア・ソフトウェアのリース）

（6）システム稼働後の運用支援

（7）その他システム稼働に必要となるもの

7 提案上限額

次の(1)・(2)の経費は本事業の予算上限額であり、これを超える提案は失格とする。

(1) 令和6年度経費(一時経費)

システム構築委託料=54,907千円(税込)

※データ抽出が必要な事業者については、提案上限額を46,907千円とすること。

(2) 令和6年度～11年度経費(経常経費)

[令和7年1月～令和11年12月の5年総額]

①システム使用料および機器賃貸借・保守料=129,321千円(税込)

②稼働後の運用支援費=9,139千円(税込)

8 参加資格の要件

本提案に参加しようとする者は、次の(1)～(8)の全ての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 電子調達サービスにおいて東久留米市の競争入札参加資格を有していること。

(3) 参加表明書の提出期限から受託候補者の特定までの日において、東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年度東久留米市訓令乙第2号)による入札参加除外措置および東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づく資格停止の措置を受けていないこと。

(4) 東京都内の各自治体において指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請していないか、申請した場合は裁判所から更生計画の認可決定を受けていること。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請していないか、申請した場合は裁判所から再生計画の認可決定を受けていること。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定したプライバシーマーク付与事業者であること。

※原則として、本業務を履行する再委託事業者を含めた全ての者が(7)の資格を保有すること。

(8) ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得している事業者であること。

9 参加の申出等

(1) 参加意思の表明

本提案に参加を希望する者は、令和6年4月26日(金)～5月17日(金)午後5時までに参加表明書(様式1)、事業者の資格確認調書(企業概要)(様式2)を電子メール、郵送、持参のいずれかで提出すること。

(2) 調達仕様書の公表

東久留米市図書館システム再構築業務委託調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）は、令和6年4月26日（金）～5月17日（金）に市ホームページで公表する。

(3) 参加資格審査結果、審査基準書の送付

参加表明書を提出した者には、参加資格審査結果通知書を電子メールおよび郵送で送付する。また、「8 参加資格の要件」を全て満たす場合、図書館システム再構築業務委託に係るプロポーザル審査基準書（以下「審査基準書」という。）を電子メールで送信する。送付予定日：令和6年5月29日（水）

(4) 参加を辞退する場合

参加表明書提出後に辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式6）を電子メール・郵送・持参のいずれかで提出すること。

10 企画提案の依頼

参加資格を有する者は、調達仕様書に従い、次の企画提案書一式を提出すること。

(1) 企画提案書一式

企画提案書は、A4縦・横書き・30ページ以内（表紙・目次を除く）とし、次の①～⑭の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで、正本を1部、副本を6部提出すること。電子データでの提出を希望する場合においても、A4ファイルで製本したものと同様の形態で見ることができるよう作成すること。

なお、副本は、事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除または黒塗りした上で整えること。

	記載事項	様式
企 画 提 案 書	① 導入実績	任意書式
	② スケジュール	任意書式
	③ システムの構成	任意書式
	④ 端末装置等の構成	任意書式
	⑤ パッケージの機能概要および機能要件	任意書式・【様式3】機能要件
	⑥ カスタマイズ	【様式4】カスタマイズ対応
	⑦ 現行システムからのデータ移行	任意書式
	⑧ 図書館ホームページとの連携	任意書式
	⑨ 操作研修	任意書式
	⑩ セキュリティ対策	任意書式
	⑪ システム導入に係る体制	任意書式
	⑫ システム稼働後の保守	任意書式
	⑬ 概算費用	【様式5】見積書
	⑭ 自由提案	任意様式（6ページ以内）

※各提出書類の記載事項等は、調達仕様書に従い記載すること。

※提出書類に虚偽記載があり、信義に反すると考えられる場合は、失格とする。

※1者が2以上の企画提案書を提出した場合は無効とする。

(2) 提出期間

令和6年6月3日(月)～14日(金)午後5時までに(必着)電子メール、郵送、持参のいずれかで提出すること。

持参による提出の場合、事前に来館日時を連絡すること。郵送による提出の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法とすること。郵便事故等については企画提案者のリスク負担とする。

(3) 提出先

後述「16 提出先・所管部署」の通り。

1.1 審査

審査委員会(以下「委員会」という。)において、次の(1)・(2)により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる企画提案者を選定する。

(1) 審査の対象となる企画提案者

次の①・②を全て満たしている企画提案者を対象に審査を行う。なお、参加事業者が1者の場合も審査を行う。

①見積額が提案上限額の範囲内であること。

②提出された企画提案書が、この提案募集要領で定められた要求事項を満たしていること。

(2) 審査方法

審査は、一次・二次の2段階で実施し、委員会において審査結果を確定する。また、審査基準書に基づいて、企画提案書の内容を審査した「企画提案書審査評価点」、プレゼンテーションの内容を審査した「プレゼンテーション審査評価点」を算出し、これらの合計点をもって評価点数とする。

①一次審査(企画提案書審査)

提出された企画提案書一式について書類審査を行う。審査の結果、得点の高い上位3者を一次審査通過者とする。なお、同じ評価点数が複数ある場合は、委員の投票により順位を決定する。ただし、一次審査の合計得点が配点合計(100点×委員数)の60%に満たない場合は一次審査を通過できないものとする。

②二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査通過者によるプレゼンテーションを実施し、審査を行う。審査の結果、総合得点の最も高い提案事業者を最優秀提案事業者とし、契約に向けての優先交渉権を得るものとする。また、次点の者を優秀提案事業者とし、次に交渉権を得るものとする。

ただし、一次審査および二次審査の合計得点が一次審査および二次審査の配点

合計【(一次審査100点×委員数) + (二次審査25点×委員数)】の60%以上であることを条件とする。

なお、評価点数が最高となった事業者が複数ある場合には、委員の投票により交渉権者、次点者を決定する。

(3) 審査結果の通知

一次審査結果は令和6年6月下旬、二次審査結果は令和6年7月上旬にいずれも電子メールおよび書面で送信する。

また、受託候補者に特定されなかった場合には、特定されなかった旨を通知するので、疑義がある場合は通知の日から閉館日を除く7日以内に書面により説明を求めることができる。

(4) 審査結果等の公表

受託候補者の特定後、審査結果および特定された受託候補者の名称・代表者名・所在地を市ホームページで公表する。

企画提案書審査評価点

	審査項目		配点
一 次 審 査	導入実績		5
	スケジュール		5
	システムの構成		5
	端末装置等の構成		5
	パッケージの機能概要および機能要件【様式3】		15
	カスタマイズ対応【様式4】		5
	現行システムからのデータ移行		5
	図書館ホームページとの連携		5
	操作研修		5
	セキュリティ対策		5
	システム導入に係る体制	プロジェクト体制	5
		進捗管理	5
	システム稼働後の保守	保守体制および役割	5
		障害対応	5
		運用・保守範囲	5
	概算費用【様式5】	一時経費	5
		経常経費	5
	自由提案		5
	小計		100

プレゼンテーション審査評価点

二次 審 査	発表内容	取り組み意欲	5
		業務説明	5
		業務内容の理解度	5
		信頼性	5
	ヒアリング	5	
小計		25	

合計		125
----	--	-----

1.2 最優秀提案事業者の選定までの流れ（予定）

最優秀提案事業者の選定は、次の通り進める。なお、このスケジュールは現時点での予定であるため、今後の進捗状況や市側の事情により予告なく変更する場合がある。

イベント	期間（令和6年）	説明
提案募集要領、調達仕様書の公表	4月26日（金）～ 5月17日（金）	市ホームページで公表
参加表明書、 資格確認調書の提出期限	5月17日（金）	電子メール・郵送・持参のいずれかで提出
参加資格審査結果通知書、 審査基準書の送付	5月29日（水）	審査基準書は参加資格要件を 全て満たしている場合に送付
質問受付期限	6月3日（月）	電子メールで受付
質問回答期限	6月10日（月）	電子メールで回答
企画提案書一式の提出	6月3日（月）～ 6月14日（金）	電子メール・郵送・持参の いずれかで提出
一次審査（企画提案書審査）	6月下旬	書面開催
一次審査の結果通知	6月下旬	電子メールで通知
二次審査 （プレゼンテーション）	7月1日（月）	東久留米市役所5階501会 議室で開催予定
二次審査の結果通知	7月上旬	電子メールで通知
契約締結（予定）	7月中旬	システム再構築委託契約

※書類等の提出期限はいずれの日も午後5時必着とする。持参の場合は午前8時半～午後5時に来館すること。

1.3 契約

(1) 協議・契約交渉

最優秀提案事業者が提出した企画提案書一式の記載事項を基に協議の上、後述「(2) 契約件名・形態・支払条件」の①・③の契約を締結する。同②は最優秀提

案事業者が指名するリース会社と契約を締結する。

なお、最優秀提案事業者との契約が不調となった場合、優秀提案事業者との契約交渉を行う。

(2) 契約件名・形態・支払条件

①図書館システム再構築委託契約（令和6年度契約、業務完了一括払い）

②図書館システム賃貸借・保守契約（5年間の長期継続契約※、60回払い）

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約

③図書館システム運用支援委託契約（毎年度契約、月払い）

(3) 契約しなかった場合

契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

1.4 質問および回答

(1) 質問方法

本提案について質問がある場合は、質問書（様式7）により、令和6年6月3日（月）午後5時までに電子メールで送信すること。

(2) 回答方法

質問書の提出があったときは、全ての提案事業者（参加資格要件を全て満たした提案事業者）に対し、令和6年6月10日（月）午後5時までに電子メールで回答する。

※同趣旨の質問が複数あった場合には、まとめて回答する。

※質問者の名称等は公表しない。

※質問内容のうち、審査事項に該当する質問、他の提案事業者またはその提案内容に関する質問および審査等に支障を来す恐れのある質問は回答しない。

※質疑応答事項は調達仕様書の追記事項として取り扱う。

1.5 その他

(1) 提案に関する費用は、全て提案事業者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 本提案募集において入手した書類は適正に管理し、情報漏えいや不正使用を行わないこと。

(4) 当市から指示のあった書類は、ただちに返却すること。

(5) 企画提案書一式を提出後、本提案募集要領の内容および選定に係る過程等の内容についての問い合わせは一切受け付けない。

(6) 二次審査について

①提出した企画提案書の内容について行うものとし、提案の変更、追加提案、追加の資料配布は認めない。ただし、企画提案書の内容を補足するものとして別の資料をプロジェクターで投影することは妨げない。

- ②使用する機材は全て提案事業者が用意すること。
- ③出席者は3名以内とし、各業務に関する質問に対応できること。
- ④時間は45分以内とする（説明25分、質疑応答10分、準備・片付け各5分）
- ⑤実施順序は、提案書の受付順とする。

(7) 情報公開について

東久留米市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、プロポーザルに参加を表明した者および企画提案書を提出した者の商号・名称、企画提案書を特定した理由（審査結果等）などを本市が開示できるものとする。

1.6 提出先・所管部署

東久留米市教育部図書館（東久留米市立中央図書館2階）〔担当：石原〕

所在地：203-0054 東京都東久留米市中央町二丁目6番23号

電話：042-475-8380（直通）

電子メール：tosho@city.higashikurume.lg.jp